

令和3年3月議会一般質問(石川博雄 質問・答弁の概要)

みなさん、おはようございます。安城創生会の石川博雄です。新型コロナ対策として、ご自宅から傍聴をいただく皆様には、まずもって感謝を申し上げます。

令和3年3月議会一般質問の最初の質問を、お許しいただきました。それでは、さっそく第1問に入らせていただきます。

1 企業立地の推進について

(1) 他市の取組状況について

西三河は、自動車産業とともに発展してきました。働く場、市民生活、市の財源など、多くの恩恵を受けてきました。

しかし、いま、自動車産業は、CASE 革命といわれる大変革期を迎えています。地球温暖化対策として、ゼロカーボン社会に向けた動きも、急速に進展しています。電気自動車になれば、部品は3分の1、雇用は半分になるとも言われており、大変に心配になるところです。

こうした中、私が住む高棚町の西隣、刈谷市半城土町、国道419号沿いには、県企業庁により、工業団地の工事が進められています。刈谷市に限らず、企業立地に力を入れる市も多いと思います。西三河各市は、企業立地ではライバル関係でもあります。他市の動きの中で、本市が埋没してしまうことはないか、気がかりで

もあります。

そこで質問です。本市は岡崎市はじめ7市に隣接していますが、隣接する7市の企業立地の取組状況について伺います。工業用地の場所、面積、民間主導か公共主導かの区分、進捗状況など、わかる範囲で結構ですので、お教えてください。

(答弁)

お答えいたします。

まず、岡崎市では、市が事業主体となり市北部の阿知和地区で工業団地の整備を進めています。開発面積は約66ha、分譲面積は約27ha で、今年度に市街化区域への編入をし、令和6年度末の分譲開始を目指しております。

次に、碧南市では、昨年度10月に都市計画マスタープランを改定し、市北部地域の市街化調整区域に約35ha の新たな産業地の位置付けを行いました。開発は民間により実施されています。

また、刈谷市では、県企業庁が事業主体となり依佐美地区工業団地の先行開発区域約15ha の分譲を進め、第2期開発検討区域約27ha の準備も進めております。

豊田市では、市が事業主体となり整備する花本産業団地の拡張用地で令和3年3月から分譲受付が始まりました。分譲区画は、約0.3ha から1.5ha の6区画で、分譲総面積は4.6ha になります。また、豊田南インターチェンジ周辺地区におけるインフラ施設の予備設計や、豊田東インターチェンジ周辺地区における用地造成の詳

細設計など、新たな産業用地の創出に向けた計画も進めています。

西尾市では、県企業庁が事業主体となり吉良町から善明町にかけて開発面積約52haの工業団地を令和5年度に企業への引き渡しする予定で進めております。他にも、市内15地区で民間による開発を進めております。

知立市では、昨年度末に都市計画マスタープラン改定により新たに4地区を産業促進拠点に位置付け、民間による企業の進出を促していくとのことです。

最後に、高浜市では、吉浜地区において民間による開発で約11ha程度の工業用地を確保できるようにしています。

(2) 本市の企業立地推進計画について

本市は、本年4月、企業立地推進計画をスタートします。

自動車産業を基幹産業としつつ、大変革に対応できる多様な業種・企業に着目する、いわば、1たす1が、3にも4にもなる立地を目指すものと理解しております。

立地をめざす場所、産業ゾーンについては、10か所となりました。国道23号インターチェンジ周辺に5か所、都市計画道路の安城新田線と安城高浜線の結節点に1か所、専用工業地に隣接した地域に3か所、県道名古屋岡崎線の沿道に1か所の計10か所です。

工業用地の確保については、第1に、民間企業が自ら開発を進め、工場等を建

設する、民間主導を基本としつつ、第2に、企業ニーズに注視し、公共主導の整備も検討するという、いわば民間主導、公共主導の両構えで進めるとしています。

今後は、この計画をもとに、いかに実現に結びつけていくかであります。

そこで質問です。本市は、企業立地推進計画の産業ゾーンにおいて、概ねどの程度の工業用地面積を想定しているか、立地できる業種の範囲は、どのように考えているか、また、今後、どのように市内外の企業への働きかけを行っていくお考えか伺います。

(答弁)

お答えします。

今年度策定しております企業立地推進計画において、産業ゾーンに設定しましたエリアにつきましては、位置を示したもので面積の想定はございません。すでに工場や住宅が建っている場所もありますし、エリア内であっても市街化調整区域における様々な法令上の制約、地権者や地域の理解などクリアしなければならない課題があり、工場用地として開発できる面積を想定することは困難でございます。

そこで、産業ゾーン内の開発の推進策として、道路等を公共主導で計画又は整備していくこと等により、効果的な土地利用ができないか検討を進めることとし、今後、工場用地として開発が可能な適地調査を行うため、委託料の補正予算を計上させていただきます。

また、産業ゾーン内で民間事業者自らが立地する場合の業種につきましては、現在の自動車産業を基幹産業としながらも、変革に対応する多様な業種の進出を促進するため、その範囲を製造業全般に拡大することを考えております。

なお、企業への働きかけにつきましては、市内企業は、引き続き企業訪問によるニーズ把握、市外企業は、企業立地セミナーなどに参加することで、本市への多様な業種の企業立地を推進してまいります。

(再質問)

ただいま、「工業用地として開発が可能な適地調査を行う」と答弁がありました。また、3月補正予算では、企業立地適地調査業務委託料として2千万円が計上されています。

そこで、再質問します。「工業用地として開発が可能な適地調査」とは、具体的には、どのような項目、内容についての調査になりますか。また、工業用地の開発には、民間主導と公共主導がありますが、今回の適地調査は、その点について、どうお考えですか、併せて伺います。

(答弁)

再質問にお答えします。

今回補正予算を計上させていただきました企業立地適地調査業務委託の内容に

つきましては、今年度策定いたしました企業立地推進計画で定めた産業ゾーン内において、工業用地として開発できる面的な適地を調査するものでございます。

産業ゾーン内において、住宅や工場など既存の建築物のほか、道水路、上下水道、工業及び農業用水などの公共物、その他にも農地や開発行為等の法規制、土地の権利に関する情報や埋蔵文化財など、様々な面から調査をする必要がございます。特に道路につきましては、開発を検討するにあたり、前面道路としての幅員が重要になります。

各産業ゾーンにおいて、様々な角度から調査し、工業用地としての適地を調査してまいります。

また、事業主体については、今回の調査でどのくらいの規模の面的な適地が出てくるか、その場所で立地を検討していただける企業が何社あるか、それぞれの企業がどのくらいの規模を希望されるかなど、様々な条件設定が必要であり一概には申し上げられません。

基本的には、企業立地推進計画のとおり、開発需要への迅速な対応を最優先とし、民間による開発に誘導しつつ、大企業の進出や複数の企業が計画的に立地されることが想定される場合には、公共主体の開発も検討することになります。

(3) 今後の体制について

民間企業にとって、企業立地は、資金を伴う、社の命運をかけた最重要課題で

す。本市としても、企業の信頼をつかみ取る体制が必要と考え、3点質問します。

その1つ目は、企業立地という組織名称が必要ではないか、ということです。

一般的に、組織の名称は、主な施策を表わします。本市には、榎前地区工業団地を整備する際は、「企業立地推進室、企業立地係」という組織名でした。しかし、現在では、課や係に、企業立地という名称がありません。

安城市は、企業立地は多くの事務の一つに過ぎない、熱意がないと受け止められてしまえば、社の命運がかかる重要な情報は伝わってきません。

本市は、本年4月、企業立地推進計画をスタートします。ぜひ、これを契機に、課名や係名に、企業立地という名称を再び入れる、あるいは、職名に「企業立地担当」を入れることを提案します。

その2つ目は、ワンストップサービスなどのサポート体制です。

本市内への立地で、対象地は、農地がほとんどです。

農業振興地域内の場合、除外の手続きが必要です。農地を農地以外にするには、転用許可の手続きが、工場建設を行うには、開発許可の手続きが必要です。

複数の法令手続きは、農務課、建築課など、複数課にまたがっております。

企業立地を検討する企業側に寄り添い、調整する役割があればと思います。

他市においては、ワンストップサービスと命名して、関係課との調整により、事務の効率化を支援策として、打ち出しているところがあります。

その3つ目は、本市独自の立地企業支援制度です。

他市においては、独自の奨励金制度などの支援制度を設けているところがあります。他市との差別化を図るには、何らかの独自の支援制度があればと思います。

ここで質問です。第1に、隣接する7市における企業立地の組織名称の状況はどのようなのですか、本市も企業立地の組織名称が必要ではないかと思われませんが、お考えはありますか。第2に、ワンストップサービスなどのサポート体制はどうですか、第3に、本市独自の立地企業支援制度はどうですか、以上3点について、本市のお考えを伺います。

(答弁)

お答えします。

はじめに、隣接7市の企業立地を担当する組織の名称につきましては、碧南市、刈谷市、西尾市及び知立市が、課または係名に企業立地推進や企業誘致という名称がついており、岡崎市、豊田市及び高浜市は本市と同様ございません。

本市における企業立地の相談窓口や推進を担当する組織の名称変更につきましては、今後の研究課題とさせていただきますが、まずは、企業立地に関する市役所内の情報を集約一元化し、市公式ウェブサイトに専用ページを設けて発信することで、本市での立地をご検討いただける環境を整えてまいります。

次に、ワンストップサービスにつきましては、これまでも事業者から企業立地に関するご相談をいただきますと、必要に応じて担当部署と事前協議を済ませた上で対

応したり、担当部署を交えて対応させていただくこともあります。ただし、事案によっては、各部署での慎重な判断が必要になることも考えられるため、今後もできる限り事業者にご負担をおかけしない形で柔軟に対応してまいります。

最後に、企業立地支援制度につきましては、現在は県と共同で企業投資促進のための補助を行っております。今後につきましては、新技術開発に必要な試作、研究分野を重点的に支援することを検討し、多くの業種の進出を促進し、持続可能な産業構造づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(コメント)

安城市は、農業の安城として全国的に有名です。

安城市の市域は広い、交通インフラは発達しています。今後は、企業が立地しやすい、新しい産業活動もやりやすい安城市だと全国に知れ渡るよう、積極的な取組を期待して、次の質問へ移ります。

2 幼稚園・保育園から認定こども園への移行について

(1)幼稚園から認定こども園への移行について

本市では、公立幼稚園4園と公立保育園5園を、順次、認定こども園へ移行する取組を進めています。

認定こども園とは、幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持つ、内閣府所管の園

です。

平成31年4月、安城幼稚園は安城こども園へ、さくの幼稚園はさくのこども園へ移行しており、この2園は、本年4月、3年目を迎えます。

また、本年4月には、安城北部幼稚園は安城北部こども園へ、東栄幼稚園は東栄こども園へと移行し、この2園は、初めての入園児童を迎えます。

そこで質問です。保護者にとって、幼稚園から認定こども園へ移行する場合、どのような変化がありますか。また、認定こども園へ移行して3年目を迎える、安城こども園・さくのこども園、そして、初めて認定こども園へ移行する安城北部こども園・東栄こども園のこの4月の入園予定者数は、これまでと比較して、どのような状況ですか。こうした入園予定結果を踏まえ、市のお考えを伺います。

(答弁)

お答えします。幼稚園から認定こども園へ移行した場合の変化としましては、保護者の就労状況等により他の園へ転園する必要がないことから、先にこども園化した2園では保育園コースの申し込み人数や、幼稚園コースと保育園コースとの間でコース変更する人数が増加しています。このことは、こども園化するメリットの一つであり、公立幼稚園における入園率の低下に歯止めをかける一助となっていると考えます。

次に、各園の本年4月入園の申込状況についてですが、まず3年目を迎える安城

こども園、さくのこども園の1次申込後の状況としましては、安城こども園が195人、さくのこども園が219人となります。これは昨年の同時期と比較し、安城こども園で21人、さくのこども園で10人増加しています。

また、来年度から新たにこども園化する安城北部こども園、東栄こども園の状況としましては、それぞれ76人、115人となっています。4月入園時の人数を比較しますと両園で約40人減少しているものの、保育園コースの申込割合が安城こども園、さくのこども園の初年度より約1割高くなっています。そのため、市としましては今後入園先の選択肢が増えることで、公立園における保育人数が分散化され、保育の質の維持、向上が図られることを期待しています。

(2) 保育園から認定こども園への移行について

公立保育園のうち、3～5歳児のみを預かる5園、具体的には、高棚保育園、えのき保育園、城ヶ入保育園、東部保育園、三ツ川保育園の5園は、令和4年4月、認定こども園へ移行する運びであります。

この5園は、いずれも地元根差した園であります。認定こども園へ移行することで、保護者の就労等を問うことなく、地元の子どもは地元の園へ行けることになる、これは良いことかなと思います。

しかし、気になるのは、これら5園は、近年、入園児童数が定員を大きく割りつつあることです。

また、来年4月、こども園に移行するとなれば、入園申込は今年秋ですので、預かり時間、サービス内容、費用など、どう変わるのかについて、保護者や地元町内会への情報提供は、早めに行っていただきたいと思います。

そこで質問です。まず、公立保育園5園は、他の公立保育園と比較して、近年の入園者数はどう推移していますか。次に、保育園から認定こども園へ移行する場合、預かり時間、サービス内容、費用など、どのような変化がありますか、保護者・地元町内会への情報提供はどう考えておられますか。最後に、現在実施されている一時保育や特別利用保育の、認定こども園への移行後の扱いはどうなりますか、併せて伺います。

(答弁)

お答えします。公立保育園における近年の入園児童数としましては、公立保育園全体で過去5年間に約15%減少しています。その内、高棚保育園をはじめとする5つの保育園では約30%減少していることから、この5園における入園児童数の減少幅が特に大きくなっています。

次に、保育園が認定こども園に移行した場合の預かり時間、サービス内容、費用等につきましては特に変更はありませんが、石川議員が言われますように親の就労を問わず、地域の子どもが同じ園に通うことができるようになりますので、入園児童数の減少に歯止めがかかることを期待しています。

なお、こども園への移行についての情報提供に関しましては、今年9月の広報あんじょう及び市公式ウェブサイトにも令和4年度の入園申込を掲載するほか、在園児につきましても同時期に説明を行っていく予定をしています。

最後に、保護者の不規則な就労や疾病など緊急又は一時的に家庭での保育が困難となる児童に対して行う一時保育につきましましては、現行通り、東部保育園、高棚保育園、三ツ川保育園で実施していく予定です。また、保育の必要性の有無を問わない特別利用保育に関しましては、こども園化することにより幼稚園コースに入園していただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

(コメント)

5園は、いずれも地域に根差した保育園です。こども園へ移行する旨のPR方法ですが、あんじょう広報や市のウェブサイトも良いですが、身近なおじいちゃん、おばあちゃん、地域の方が話題にできる、回覧板でのPRもお願いいたしまして、次の質問へ移ります。

3 歴史博物館開館30周年について

(1) これまでを振り返って

安城市歴史博物館は、平成3年2月、矢作川流域の西三河地域における、原始古代から現代までの政治、経済、文化等の様々な分野の歴史を楽しみながら学

べる文化施設として開館しました。そして、本年2月には、開館30周年を迎えました。

30年といえば、人間でいえば、親の代、子の代というように、一つの世代に相当する立派な年月であります。昨年10月には、入館者100万人を達成し、多くの市民に親しまれております。

そこで質問です。歴史博物館30周年を振り返って、大きく変わった点があれば、お教えてください。また、今後の課題などあれば、お教えてください。

(答弁)

お答えします。

まず、変わった点につきましては、平成15年に歴史博物館に隣接して、埋蔵文化財センターとの複合施設として市民ギャラリーをオープンし、歴史と芸術を同時に楽しめる文化ゾーン「安祥文化のさと」として親しまれるようになりました。

また、平成28年度から、歴史博物館、市民ギャラリーほか2施設に指定管理者制度を導入しました。集客イベント等にノウハウを活かし、歴史博物館の入館者数は導入直前の3万5千人に対して、平成28年度が4万7千人、29年度が5万6千人と大きく増加しました。

次に、今後の課題につきましては、まず施設面では、常設展示室がオープン以来30年を経過しましたが、大きな変化がないことです。何度も足を運んでいただく

ような工夫が必要だと考えています。

また、運営面では、地域に根差した博物館であるべきという使命がある一方、多くの人に来館していただかなければなりません。郷土に関する展示も大切にしながら、集客力のある展示を誘致するなどバランスを取りながらすそ野を広げていく必要があると考えています。

(2) 農業に関する展示について

本市には、明治用水、日本デンマークなど、わが国の農業を牽引してきた輝かしい歴史があります。また、少しでも豊かなふるさとにしたいと、先人たちが、知恵をしまり、汗を流してきた歴史があります。

しかし、近年は、明治用水はパイプライン化され、地元で目にすることも少なくなりました。若い人は、会社勤めが大部分となり、農作業を知らない世代も増えてきました。

本市発展の基礎を築いた農業を知ること、先人の取組を知することは、私たちが将来を展望する上でも大切なことだと思います。

そこで質問です。30周年を振り返って、農業に関する展示は、どのように開催されてきましたか、お教えてください。

(答弁)

お答えします。

平成9年に多角的農業経営により日本デンマークと呼ばれるまでに至った歴史を紹介した特別展「日本デンマークの姿」を開催しました。また、明治用水開削の歴史を紹介した展示として、平成3年に特別展「明治の三大用水」を、平成27年に特別展「台地を拓く―都築弥厚の夢―」をそれぞれ開催いたしました。

また、各展示の内容を図録として残し、展示終了後も図書館などで手に取っていただけるようにしております。

(再質問)

平成27年の特別展「台地を拓く 都築弥厚の夢」、よく覚えています。会場には、石川喜平の測量用具が展示されておりました。簡単な道具で、レプリカでしたが、こんなものでやったんだと感動しました。

都築弥厚・石川喜平らが、安城が原の測量を始めたのは、文政5年(1822年)とされています。来年は、測量開始から200年に当たります。

そして、平成30年には、文化センターに新プラネタリウムがオープンしました。オリジナル番組「安城星と水の物語」では、測量は、夜の星をたよりに行われたという、歴史博物館の成果が採用されました。

本市の歴史を、掘り起こし、分かりやすく伝える、この役割は、歴史博物館が中心となって、担ってこられたと考えます。

そこで、再質問をします。歴史博物館において、今後、農業に関する展示の予定はありますか、伺います。

(答弁)

再質問にお答えします。

明治用水の開削以来、日本デンマークと呼ばれる農業先進地として発展した安城の歴史を知っていただくために、農業に関する展示を開催していくことは大変重要であると考えています。

そういった中、明治用水、日本デンマークなどの安城農業に関わる展示を計画しており、令和3年度には、企画展「お米のモノがたり ー知恵と工夫の昔の道具ー」を開催いたします。

内容としましては、明治時代から機械化される昭和30年代ごろまでの道具、農作業の変遷を紹介します。また、池浦町にありました愛知県立農事試験場、現在の安城農業技術センターで岩槻信治(いわつきのぶじ)が取り組んだ稲の品種改良も紹介します。この戦前に行われた品種改良は、昭和後期には作付面積全国1位になった「日本晴(につぼんばれ)」の誕生に繋がりました。このような米にまつわる様々な事柄を紹介してまいりますので、ご観覧いただければと思います。

今後も、市の礎を築いた農業に関する展示につきましては、他分野の展示とのバランスをとりながら、開催を検討してまいります。

(コメント)

「日本晴れ」という米の品種は、子どもの頃から聞いて知っていました。いまでいう、コシヒカリのようなブランドだったと思います。これが安城で開発されたということは、いま初めて知りました。4月の企画展を楽しみにしています。

4 感震ブレーカーの普及促進について

(1) これまでの取組について

いつ起きてもおかしくないと言われる南海トラフ地震です。

安城市は、古い家屋が密集しております。地震火災の過半数は電気火災ということから、本市では、平成28年度から、感震ブレーカー設置補助制度を導入しました。最初はDID地区限定でしたが、令和元年度に市内全域に拡大し、令和2年度は、箕輪町と高棚町を普及モデル地区に選定していただきました。

今年度は、コロナ禍のもと、交流が限定されました。高棚町内会では、モデル地区といっても十分にはできませんでしたが、事務所に、申請書類を備え、市への書類提出の代行をするなど、支援してきました。

そこで質問です。感震ブレーカーの令和2年度の普及実績は、これまでと比較してどうでしたか、普及モデル地区を導入したことは、どう評価しておられるか、併せて伺います。

(答弁)

令和2年度の普及実績については、本市が実施する感震ブレーカー設置補助事業の補助件数を基にお答えいたします。令和2年度では、2月12日時点で93件の補助申請がございました。これまでと比較しますと平成28年度18件、平成29年度4件、平成30年度16件、令和元年度76件ですので、令和2年度は大きく伸びております。

また、令和2年度は高棚町と箕輪町をモデル地区として、説明会の開催やPRチラシの配布を実施し重点的に普及啓発に努めてまいりました。その結果、今年度の申請数93件の内、約7割に当たる66件がモデル地区からの申請となり、大きな成果を得ることができました。これも町内会をはじめ、地元議員の方々から多大なるご協力をいただいたことが、こうした普及促進に繋がったものと考えております。この場をお借りしてお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

このようなことから、モデル地区の導入効果は非常に大きく、感震ブレーカーの安全性や有効性を知る機会を設けるとともに、地域の人たちの高い意識と積極的な活動が普及促進に繋がることを改めて認識することができたと考えております。

(2) 今後の取組について

モデル地区となって分かったことは、電気が火災原因になる、そのことが知られていない、頭で分かっても、自宅に設置するには時間がかかるということでした。

それゆえに、本市の感震ブレーカー補助制度は、令和2年度限りとせず、3年度以降も継続していただきたいと考えます。

また、普及モデル地区は、今年度、コロナ禍により、十分な普及ができなかった

箕輪町、高棚町の事情をお汲み取りいただき、併せて、新規地区の追加拡大をご検討いただきたいと思います。

さて、先日、国宝犬山城は、令和2年に感震ブレーカーを設置したとの報道がありました。

国宝という財産を、大地震による電気火災から守り、確実に次世代へ継承する取り組みであります。

国は、令和元年の沖縄・首里城の火災等を契機として、国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドラインを策定しました。その中で、感震ブレーカーにも言及しております。歴史的な建造物は、火災に対して脆弱とされています。

本市には、本證寺本堂をはじめ、次世代へ継承すべき貴重な文化財が数多くありますが、本市の感震ブレーカー補助制度について、文化財も対象になっているのか否か、気になります。

また、文化財にはなっていないが、集落の真ん中には、古いお寺や神社、社務所などが数多くあります。そこから火が出たら、周りの住宅にも及んでしまいます。火災対策という点では、違いを設けてはならないと思います。

そこで質問です。本市の感震ブレーカー補助制度は、3年度以降も継続するかどうか。継続する場合には、普及モデル地区はどうか、伺います。また、本市の感震ブレーカー補助制度は、文化財や神社仏閣なども対象になるのかどうか、対象にならない場合、対象に入れた方が良いでしょうと思いますが、市のお考えを伺います。

(答弁)

感震ブレイカー設置補助制度につきましては、令和3年度の予算案において補助件数を前年度の100件から150件に増加した予算を計上し、引き続き実施してまいりたいと考えております。また、現在の実施計画では令和5年度まで継続することとしております。

次に、モデル地区につきましては、その効果が認められましたので、高棚町、箕輪町に加え今後新たな地区の選定を検討して参ります。

最後に、感震ブレイカー設置補助制度の対象は、安城市内の住宅のみとなっております。安城市内で指定文化財となっている建造物は現在12件ございますが、そのうち1件が住宅となっており補助制度の対象となります。その他は非住宅の神社仏閣を含め、補助制度の対象にはなりません。中には通常は無人であることから、ブレイカーを落とすなどの工夫をしているところもあります。

市としましては、地域が連帯し、お互いの財産を守るためにも、まずは住宅の感震ブレイカーの普及に努めたいと考えております。しかしながら、石川博雄議員の言われるとおり、文化財などに感震ブレイカーを設置することは、歴史的木造建築物を守るとともに、宣伝効果にもつながり、設置の効果も高いと思われまますので、今後は他市の実施状況などを含め、調査研究してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

(コメント)

感震ブレイカー補助制度は、令和5年度まで継続していただける、来年度は150件に増やしていただけるとのこと、ありがとうございます。

地震を止めることはできないが、被害を小さくすることはできる、そのひとつが火災を出さないとだと思えます。感震ブレーカー補助制度は、そのための有効な手段ですので、引き続きお願いを申し上げます。

以上で、通告した4問は全て終わりました。

神谷市長さんはじめ、市当局の皆さまには、丁寧なご答弁をいただき、感謝を申し上げます。

また、最後まで、ご清聴をいただきました皆様には、心から感謝を申し上げます。

以上で、終わらせていただきます。ありがとうございました。